

平成30年1月16日
調達契約課

経営事項審査の再審査に伴う四日市市発注工事の格付けの取り扱い等について

平成30年2月から三重県において導入される経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げについて、再審査を受審した場合の経営事項審査結果の取扱いにつきましては、下記のとおりとします。

記

1 再審査による経営事項審査の結果について

四日市市の建設工事発注にかかる平成29年度格付け及び平成30年度格付けには、再審査による経営事項審査の結果を反映しないこととします。

- 平成29年度格付け (H29.6.1～H30.5.31)
審査基準日の対象範囲 (H27.10.1～H28.9.30)

- 平成30年度格付け (H30.6.1～H31.5.31)
審査基準日の対象範囲 (H28.10.1～H29.9.30)

2 業種間積み上げをした場合の入札参加資格者名簿上の手続きについて

経営事項審査において完成工事高の業種間積み上げをした結果、抹消された業種（積み上げ元業種）が入札参加資格者名簿に登録されている場合は、すみやかに共同受付（公益財団法人三重県建設技術センター）に入札参加希望業種削除の届出を行ってください。

以上